

相談窓口、手続き一覧

事務室での手続きの際に本人確認のために学生証の提示を求める場合がありますので、来室の際は学生証を持参してください。

履…別冊の「看護学部履修の手引き」を参照

こんな場合		こうする	参照頁	大府キャンパス 取扱窓口	書 類
学籍 身 上 関 係	休学したい	まずはアドバイザー教員と面談してください		事務室 (教務課)	休学願
	退学したい				退学願
	復学したい				復学願
	転部・転科したい				—
	他大学に編入したい				—
	名前が変わった	3日以内に手続きが必要です	P6		氏名変更届
	住所・電話番号が変わった				住所等変更届
	保証人が変わった				保証人変更届
授 業 関 係	授業を欠席したい	公欠、忌引きによる授業欠席以外は、事務室へ届出は不要ですが、事前・事後速やかに授業担当教員に欠席理由とともに伝えておくとよいでしょう	履	—	—
	親族の葬儀で授業を欠席することになった	右記のページおよび履修の手引きで確認してください	履	事務室 (教務課)	忌引願 (届)
	授業の欠席が公欠となるか知りたい	右記のページおよび履修の手引きで確認してください	履	事務室 (教務課)	欠席届 (公欠願)
	休講・補講の確認をしたい	学内掲示板またはWebポータルサイトより確認してください	履	事務室 (教務課)	—
	台風や地震、公共交通機関のストライキ発生時の授業について知りたい	右記のページで確認してください	P10	事務室 (教務課)	—
	履修登録に関する手続き方法が知りたい	履修の手引きで確認してください	履	事務室 (教務課)	—
	学内ネットワークのログイン名、パスワードを忘れた	学生証持参の上、事務室に来てください	—	事務室 (学生支援課)	—
試 験 関 係	試験日程が知りたい	試験時間割・試験方法は試験の1週間前に発表されます	履	事務室 (教務課)	—
	追試験を受けたい	所定の期日までに手続きが必要です	履	事務室 (教務課)	追試験願
	再試験を受けたい	所定の期日までに手続きが必要です	履	事務室 (教務課)	再試験願
	成績について質問したい	指定された期間内のみ受け付けます	履	事務室 (教務課)	成績疑義申出書
経 済 援 助 関 係	学費の納入について相談したい	随時、相談に応じます		事務室 (総務課)	—
	奨学金の相談がしたい・申し込みたい	奨学金の情報は掲示板でお知らせします 病院関係の奨学金は、キャリアデザイン支援・資料室で随時、相談に応じます	P24～ P29	事務室 (学生支援課) 3F キャリアデザイン支援・資料室	—
	アルバイトがしたい	学内掲示板で求人票を掲示しています	P36	事務室 (学生支援課)	—

こんな場合		こうする	参照頁	大府キャンパス 取扱窓口	書 類
課 外 活 動 関 係	課外活動や集会で講義室・演習室を使用したい(クラブ・サークルの定期使用以外)	使用する1週間前までに、申請・許可を得ること	P16～ P18	事務室 (学生支援課)	施設利用願 -臨時利用-
	屋上運動場を使用したい(クラブ・サークルの定期使用以外)	9～17時の間(休日・長期休暇中を除く)使用することができます	P19 P84	事務室 (学生支援課)	—
	自主学習やグループで施設を使用したい	使用する都度、手続をとること	P16～ P18	事務室 (学生支援課)	—
	掲示や印刷物を配布したい	学内で掲示や配付をする場合は許可が必要です	P16	事務室 (学生支援課)	文書等掲示配付願
	クラブ・サークルを作りたい	公認団体、準公認団体、非公認団体により手続きが異なります	P32	事務室 (学生支援課)	クラブ・サークル申請書
	クラブ・サークルに入りたい・辞めたい	各クラブ・サークルの代表に申し出てください	P32	事務室 (学生支援課)	部員変更届 (代表者が届出)
	学外で活動したい	学外での試合、発表会、見学会などに参加する場合は活動日の1週間前までに申請・許可が必要です	P33～ P34	事務室 (学生支援課)	学外活動許可願
	学内でクラブ・サークルなどの発表会・展示会をしたい	利用する1週間前までに、申請・許可を得ること	P33	事務室 (学生支援課)	施設利用願 -イベント用-
	クラブ・サークル・ゼミなど、学生同士で旅行や合宿をしたい	開始の1週間前までに、申請・許可を得ること	P33～ P34	事務室 (学生支援課)	学外活動許可願
海外旅行、登山などに行きたい	危険が伴う行事・旅行の場合は、必ず届出してください	P8～P9	事務室 (学生支援課)	旅行等届	
進 路 関 係	国家試験について相談したい	随時、相談に応じます	P19	国試対策室	—
	進学・就職について相談したい	随時、相談に応じます	P20	アドバイザー教員 3F キャリアデザイン支援・資料室	—
	インターンシップ等で病院研修を受けたい	随時、相談に応じます	P20	3F キャリアデザイン支援・資料室	—
保 健 関 係	けが、体調不調など	保健室を利用することができます。緊急を要する場合は、救急車または最寄りの病院へ	P38～ P40	事務室 (学生支援課)	—
	健康上の悩みを相談したい	校医による健康相談を利用することができます	P40	事務室 (学生支援課)	—
	授業中、実習中、学校行事中にけがをした	大学で加入した学生保険の適用となる場合があります	P36	事務室 (学生支援課)	—
	感染症にかかった(かかった疑いがある)	右記のページで確認してください	P13～ P14	事務室 (教務課)	感染症に罹患又は罹患した疑いの届出書
証 明 書 関 係	学生証をなくした	再交付の手続を受けてください(手数料要)	P6	事務室 (教務課)	学生証再発行願
	学割証が欲しい	事務室で受け付けます	P8	事務室 (学生支援課)	学校学生生徒旅客運賃割引証発行(願)
	各種証明書を発行してほしい	事務室で受け付けます(手数料要)	P9	事務室 (教務課) (学生支援課)	証明書交付願
そ の 他	悩みを相談したい	学生相談室で相談することができます	P21	事務室 (学生支援課)	—
	ハラスメントの相談がしたい	ハラスメント相談窓口で受け付けます	P46～ P49	ハラスメント相談員	—
	教員の研究室を知りたい教員に相談したい	相談はオフィスマナーを利用してください	P9	—	—
	遺失物、拾得物をした	事務室で受け付けます	P7	事務室 (学生支援課)	—
	学内で盗難被害に遭った・不審者に遭った	すぐに教員や事務室に報告してください	P49	事務室 (学生支援課)	—

こんな場合		こうする	参 照 頁	大府キャンパス取 扱窓口	書 類
そ の 他	下宿を探したい	不動産業者の下宿情報をラ ウンジで配付しています	P36	事務室 (学生支援課)	—
	大学の施設・物品を壊した	事務室に申し出てください 大学で加入した学生保険が 適用される場合があります	P36	事務室 (学生支援課)	—
	ロッカーの鍵を紛失・破損し た	事務室に申し出てください (手数料要)	P18	事務室 (学生支援課)	鍵紛失届鍵再交付 願
	自動販売機が故障した	事務室に申し出てください	—	事務室 (総務課)	—

I . 学生生活

1. 学籍に関すること

学籍番号

入学した学生には、永久番号による学籍番号が与えられます。大学に提出する届出書類や学内試験などには氏名とともに記入することになるので記憶しておいてください。

学籍番号は7桁の次の要素から構成されています。

1122333

11：学部・学科

22：入学した年の西暦の「下2桁」

333：学生番号

学生証 (STUDENT ID CARD)

学生証は、入学後に交付します。学生証はICカードです。4年間使用しますので大切に扱って下さい。

学生証の使用については、次の注意事項を厳守してください。

1. 学生証は本学の学生であることを証明するものですから、常に携帯し、本学教職員等の請求があるときは、呈示して下さい。
2. 通学定期乗車券は、本証と本証裏の在籍証明シールに必要事項が記入されていれば駅窓口で購入できます。在籍証明シールは、学年始めから学年末まで1年間有効です。
3. 本証を、他人に貸与または譲渡してはいけません。また、折り曲げたり、汚すなど乱暴に扱わないで下さい。
4. 本証を紛失または著しく汚損した場合には、直ちに事務室（教務課）に届出て再交付を受けなければなりません。（交付手続には10日程度を要します。）再交付費用は自己負担（2,500円）となります。
5. 本証の記載事項に変更があった場合は、すみやかに事務室（教務課）に届出て再交付を受けて下さい。
6. 卒業・退学・除籍の場合は、直ちに事務室（教務課）に返却しなければなりません。

住所・氏名等を変更した時（身上変更の手続き）

本学から、入学時に登録された学生・保証人の住所宛てに連絡します。手続きを怠ったために大学からの重要な連絡が伝わらず、本人が不利益を被った実例がありますので、以下の変更が生じた場合は、3日以内に事務室（教務課）に届け出てください。

1. 本人の住所・電話番号（携帯含）の変更
2. 保証人の住所・電話番号（携帯含）の変更
3. 氏名など戸籍上の変更
4. 保証人の変更

2. 学内での呼出・掲示・遺失物に関すること

ポータルサイト、掲示板

大学からの連絡は、次の「掲示」方法により行います。掲示の見落とし等による不利益事項は、本人の責任となります。

- ①Web ポータルサイト
- ②大学構内の掲示板

電話の呼び出し・伝言

「自分に電話をするように伝えて下さい」、「学生を呼び出してください」など、学外からの学生に対する電話の呼び出しや連絡の依頼には、緊急かつ重大な場合を除き一切応じません。

遺失物・拾得物

学内で物品及び金銭を紛失した場合やこれらを拾得した場合は直ちに事務室（学生支援課）に届けて下さい。事務室（学生支援課）に届けられた拾得物は、所定の場所に展示します。自分の所持品（特に教科書類）には必ず氏名を記入し、紛失しないようにしてください。

展示された拾得物は、原則3ヶ月を過ぎたものは処分します。

3. 通学・旅行に関すること

通学定期券を購入したいとき

・通学定期券

在籍証明シールに印刷されている「通学区間」欄に、使用する交通機関の通学区間を記入し、その定期券発売所で購入して下さい。

ここでいう「通学区間」というのは、いずれも「学生証に記入されている現住所から一番近い駅より、大学に一番近い駅」のことです。

通学定期券使用の際は、学生証を必ず携帯しなければなりません。

在籍証明シールは、学年始めから学年末まで1年間有効です。

・実習用通学定期券

実習用通学定期券とは、実習のために自宅最寄り駅から実習施設最寄駅の区間に限り販売される通学定期券です。この定期券を購入するためには、事前に大学から公共交通機関へ「実習用通学定期乗車券発売申請」をおこない、公共交通機関より承認を得ておく必要があります。

臨地実習のために購入を希望する学生は、実習開始日（実習用通学定期券使用開始日）より遅くとも6週間前までに事務室（学生支援課）に「実習用通学定期券購入申込書」を提出してください（掲示の締切期日を確認してください）。

なお、実習用通学定期券の利用は必須ではありません。定期券はおおむね1・3・6か月単位で販売され、原則利用できるのは実習期間中のみ（実習終了後に定期券を返納）となります。実習日数や通学定期券（自宅～大学）の利用によって、乗車券や回数券などを利用したほうが安価となる場合もありますので、よく調べた上で申し込んでください。

詳細は、事務室（学生支援課）窓口で確認してください。

自動車、バイク等による通学

本学では、学生の自動車通学・バイク（自動二輪、原付）通学を禁止しています。ただし、身体上、修学上の事情により自動車等で通学をせざるを得ない場合には許可することがありますので、事務室（学生支援課）に問い合わせてください。

自転車は、自転車駐輪場に駐輪してください。駐輪許可申請は不要です。自転車の錠を必ずかけてください。

なお、本学内はもちろんいかなる場所におけるどのような事故・盗難についても、本学は一切責任を持ちません。

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学生がJRを利用して片道100kmを超えて旅行するとき、「学生旅客運賃割引証（学割証）」を使うと、運賃が通常の2割引となります。事務室（学生支援課）窓口にて「学生旅客運賃割引証発行願」に必要事項を記入し、申し込んでください。学割証の有効期間は3か月です。発行までは2～3日かかりますので、早めに申し込んでください。

・学割証使用上の注意

学割証は本人に限って使用できるものです。使用の際は必ず学生証を携帯しなければなりません。不正に使用した場合は追徴金を取られ、学割証の交付が停止されます。

（注）学生旅客運賃割引証は、JR以外にも名鉄・近鉄など、一部の私鉄で利用できる場合があります。ただし鉄道会社によって適用条件が異なりますので、各駅や関係窓口で予め問い合わせてから利用してください。

・団体に旅行する場合（学生団体旅行割引証）

合宿・遠征等の課外活動やゼミ旅行等で、多数の学生が同じ発着駅経路で旅行する場合、学生団体割引証が使用できます。ただし、必ず1名以上の教職員の同行が必要です。

JRの場合は、団体の最少必要人数は学生8名以上（JRバスは15名以上）となっています。普通運賃について5割引（JRバスは1割引）になる学生団体割引の制度があります。

手続き方法は、JRの主な駅や旅行代理店などの指定業者から所定の申込用紙の交付を受け、事務室（学生支援課）で証明印を受けて購入してください。

申込み期間は、通常の列車を利用の場合は出発日の9ヶ月前から14日前まで、団体専用列車を利用の場合は出発日の9ヶ月前から2ヶ月前までです。

旅行届

海外渡航、登山等危険が伴う行事・旅行などに参加する場合は、事務室（学生支援課）へ事前に「旅行等届」を提出してください。海外旅行に行く場合は「海外渡航届」を提出してください。

海外渡航をする場合は、緊急時に備えて外務省のWebサイト「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>に海外旅行日程・滞在先・連絡先などを登録して出国しましょう。登録すると、最新の海外安全情報の発信や、滞在国・地域で大規模な事故・事件が発生した場合在外公館から緊急一斉メールが発信され、場合によっては安否確認等のための連絡が届きます。また、家族のアドレスも登録できますので家族との情報共有に活用してください。

4. 証明書等の発行・手数料

証明書交付願は、大府キャンパス事務室に常備しています。必要に応じて記入・捺印後、事務室窓口へ提出してください。

証明書の交付は、原則、証明書交付願受付日の翌日（英文の証明書、健康診断証明書など、交付のために数日間必要とするものもあります）となります。提出期限が分かっている場合は早めに申し込んでください。

証明書交付願が鉛筆書きであったり、捺印・手数料のないものは受け付けできません。

種別	手数料
在学証明書	300円／1通
成績証明書	300円／1通
単位取得見込証明書	300円／1通
単位取得証明書	300円／1通
卒業見込証明書	300円／1通
卒業証明書	300円／1通
学生証（再交付）	2,500円
教員免許状申請	500円
各種資格取得見込証明書	300円／1通
追試験料	1,000円／1科目
再試験料	2,000円／1科目
健康診断証明書	500円／1通
通学証明書	無料
学生旅客運賃割引証	無料
その他様式外の証明書	300円／1通
外国語の証明書（特別に作成する場合）	300円／1通

※卒業見込証明書は、卒業見込み者（卒業年次生で前年度までに修得した科目の単位と卒業年次の履修登録科目の単位数との合計が本学規程に定める卒業単位の要件を満たす者）にのみ発行できます。

5. アドバイザー教員

学生には、アドバイザーの教員がついています。一人の教員が、原則として各学年の学生3～4名を受け持ち、学習に関する相談はもちろんのこと日頃の学生生活全般について相談に応じています。教員はオフィスアワーの時間を設定し皆さんをお待ちしています。公私の問題にかかわらず気軽に相談してください。

6. 災害・ストライキ発生時、感染症罹患時の出校について

災害・交通機関ストライキの場合

①キャンパス内における災害発生時の心得

1. 災害発生に際しては、各自が冷静沈着に行動し、教職員の指導・指示に従って対処してください。
2. 二次災害を避けるため、退避に先立ち、その場の火気を止め、窓を閉めてください。地震の場合はガラス面から離れて被害を予防するようにしてください。
3. 学内における災害の発生時の行動は「災害発生時の学生行動原則」(p.63)および「人間環境大学大府キャンパス緊急時対応マニュアル」(p.64)を参照してください。
4. 東海地震などの大災害が発生し、徒歩で帰宅する際に備えて「徒歩帰宅支援マップ(大府市版)」を1階ラウンジと事務室で配布しています。これを参照して帰宅ルートを考えておきましょう。

②暴風警報、暴風雪警報または特別警報(高潮・波浪を除く)発令及び地震等の災害の場合の措置

1. 暴風警報、暴風雪警報または特別警報(高潮・波浪を除く)の場合

休講とする場合	1	愛知県西部のうち下表のいずれかの地域に暴風警報、暴風雪警報または特別警報(高潮・波浪を除く)が発令されている場合。	
	愛知県西部	尾張東部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
		知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
		西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
		西三河北西部	豊田市西部、みよし市
2	暴風警報、暴風雪警報または特別警報(高潮・波浪を除く)が午前11時までには解除されない場合。		

<p>暴風警報、暴風雪警報 または特別警報（高潮・ 波浪を除く）解除に 伴う授業の開始</p>	<p>1 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前7時までに解除された場合、平常の時間割のとおり授業を開始する。</p> <p>2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前11時までに解除された場合、平常の時間割のおり午後から授業を開始する。</p>
---	---

（備考）

- ・交通機関、道路等の状況により出校が危険と認められる場合は、警報に関係なく出校には及びません。
- ・大学のある愛知県西部（尾張東部・知多・西三河南部・西三河北西部）以外に暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が発令されている場合、その区域から通学している学生は、警報解除後なるべく早く出校してください。

2. 大規模地震の判定会が招集された場合

地震予知情報から、「警戒宣言」の発令を検討する大規模地震の判定会が招集された場合は、以下のように対応します。

I. 判定会招集当日

- ・授業開始以前に招集された場合：授業を行いません。
- ・授業開始以後に招集された場合：招集があった時から授業は行いません。

II. 判定会招集の翌日以降

- ・判定があるまで授業は行いません。

III. 「警戒宣言」に至らないと判定された場合（「防災準備行動をとる段階」を除く）

- ・午前6時までに判定された場合：平常の時間割のとおり授業を開始します。

IV. 「警戒宣言」が発令された場合および「防災準備行動をとる段階」と判断された場合

- ・解除されるまで授業は行いません。

警戒宣言とは

気象庁長官の地震予知情報から、「大規模地震対策特別措置法」に基づき、内閣総理大臣が閣議を招集し、緊急に防災対策をとる必要があると認められた場合、「警戒宣言」を発令します。

「警戒宣言」発令後は、鉄道・バス等の運行は中止されます。「東海地震警戒宣言発令後の主なライフラインの取り扱いについて」（p.65）を参照。

* * *

また「警戒宣言」が出されなくても「防災準備行動をとる段階」と判断された場合は、救援部隊の派遣準備、強化地域への旅行自粛などの措置がとられます

3. 大雨・地震・水害等の災害の場合

大雨・地震・水害等の災害のため通学が危険と認められる場合は、出校には及びません。

4. 非常食について

災害時、学内の被災者支援用に非常食を備蓄しています。

4. 公共交通機関のストライキの場合

休講とする場合	JR が運行停止となったとき																
ストライキ終了に伴う授業の開始	JR が運行を再開した場合は、運行再開時間にもとづき、授業を開始する																
	<table border="1"><thead><tr><th>運行再開時間</th><th>授業開始時限</th></tr></thead><tbody><tr><td>7 : 00 まで</td><td>第 1 時限</td></tr><tr><td>9 : 00 まで</td><td>第 2 時限</td></tr><tr><td>11 : 00 まで</td><td>第 3 時限</td></tr><tr><td>13 : 00 まで</td><td>第 4 時限</td></tr><tr><td>14 : 00 まで</td><td>第 5 時限</td></tr><tr><td>15 : 00 まで</td><td>第 6 時限</td></tr><tr><td>16 : 00 まで</td><td>第 7 時限</td></tr></tbody></table>	運行再開時間	授業開始時限	7 : 00 まで	第 1 時限	9 : 00 まで	第 2 時限	11 : 00 まで	第 3 時限	13 : 00 まで	第 4 時限	14 : 00 まで	第 5 時限	15 : 00 まで	第 6 時限	16 : 00 まで	第 7 時限
	運行再開時間	授業開始時限															
	7 : 00 まで	第 1 時限															
	9 : 00 まで	第 2 時限															
	11 : 00 まで	第 3 時限															
	13 : 00 まで	第 4 時限															
	14 : 00 まで	第 5 時限															
	15 : 00 まで	第 6 時限															
16 : 00 まで	第 7 時限																

※JR 以外の公共交通機関のストライキの場合、授業は平常通り行います。当該交通機関で通学する学生は、ストライキ解除後速やかに出校してください。

感染症罹患（疑い）の場合

在学中、大学において予防すべき感染症に罹患又は罹患した疑いがある場合、大学内での感染を予防するため、「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」により出校停止とします。その際には、速やかにアドバイザー教員へ報告してください。治癒した場合は、医師による「治癒証明書」（診断書でも可）を提出することにより登校を許可します。大学は、出校停止により授業を欠席した学生に対して、所定の手続きをとることにより不利益とならないように配慮します。

種別	病名	出校停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	
	鳥インフルエンザ（H5N1）	
第2種	インフルエンザ（鳥インフエンザを除く）	発症後5日経過し、かつ解熱後2日経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症（O157）	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなします。

学内の所定手続き

医師から感染症と診断された場合



速やかにアドバイザーへ連絡



医師の指示に従って療養（他者との接触は避ける）



医師の「治癒証明書」（診断書でも可）の取得



「治癒証明書」（診断書でも可）を事務室（教務課）へ提出

授業を欠席した場合は「欠席届（公欠願）」を事務室（教務課）へ提出

出校停止期間

※出校停止が定期試験期間と重なった場合は、定期試験最終日から3日以内に別途「追試験願
い」で申請することにより追試験を受けることができます。詳細は「人間環境大学試験規程」
を確認してください。

※医師の診断書には診断名、出校停止期間、登校可能月日が明記されていること。

※本学所定の「感染症に罹患又は罹患した疑いの届出書」「治癒証明書」「欠席届（公欠願）」は、
本学ホームページ（在学生・保護者の方→学生Web 掲示板）からダウンロード

Ⅱ．学内施設

1. 施設利用について

学内の移動

学内の移動は、階段を利用してください。(身体的な事情により階段の利用が困難な場合を除く。) 病院・施設での実習生・職員の移動手段は、主に「階段」です。将来看護職に就く者として、学内でも階段を使う習慣を身に付けてください。また、階段の利用は、健康増進やエレベーターの有効利用に繋がります。

掲示板等、配布物

1 大学構内に掲示をする場合

大学構内に掲示をする場合は許可が必要です。「文書等掲示配布願」(事務室設置)に掲示物を添えて事前に事務室(学生支援課)に届け出てください。掲示をする場合は以下のことを守ってください。

- ・ 掲示場所、サイズ、枚数には制限があります。
- ・ 掲示物には、学生責任者(氏名、学籍番号)を記入すること。
- ・ 掲示期間を過ぎたものは責任者が外すこと。
- ・ 外部からの掲示や、私用・私信の掲示などは認められない場合があります。

2 大学構内で、宣伝・広告等用紙を配布する場合

大学構内で、宣伝・広告等用紙を配布する場合は許可が必要です。「文書等掲示配布願」(事務室設置)に配布物を添えて事前に事務室(学生支援課)に届け出てください。

3 学生掲示板を利用する場合

学生の自治管理による移動式掲示板をラウンジに2台設置しています。ルールを守って利用してください。クラブ・サークルなどの勧誘や大学祭など学内行事の広報、情報交換・交流の手段として活用してください。

学生掲示板利用の際は事務室へ届出の必要はありませんが、不適切な掲示、利用があった場合は、学生委員会により削除・改善などの指導を行う場合があります。

講義室・演習室の使用

1 飲食について

教室での飲食は、飲食を認めている教室以外では禁止とします。講義室1(PC教室)、図書館での飲食は固く禁止します。

2 学生の講義室、演習室使用上のルール

① 講義室・演習室の使用

学生が、「施設利用願」の目的以外で講義室・演習室(以後 講義室等と記す)を使用したい場合は、事前に学生支援課に申し出、許可を得てください。

②対象講義室等

演習室 201、401～404

③使用できる日及び時間

講義室等は、授業、学内行事、「施設利用願」により申請されているもの優先とし、使用していない講義室等の貸し出しに応じます。

使用できる日及び時間は、看護学部年間行事予定表（学年暦）に基づき、日・祝日及び事務窓口休業日を除いた、以下のとおりとします。

- | | |
|-------------------|------------|
| ① 授業日及び定期試験期間 | 9：00～21：00 |
| ② 土曜日（事務窓口休業日を除く） | 9：00～18：00 |
| ③ ①②を除く日 | 9：00～18：00 |

※ ただし諸事情により、変更または使用不可となる場合があります。

④講義室等の設備（情報・AV 機器）使用について

・原則、使用不可とします。

ただし、発表の練習でプロジェクターが必要な場合など申し出により使用を認める場合があります。

・講義室 1（PC 教室）プリンターの使用は使用規定に従って使用してください（講義、演習等における必要文書の印刷に限る）。

⑤使用の手続きについて

使用の手続きは、学生支援課で受け付けています。使用の都度のみならず、事前予約も可能とするが、使用の多い時期は、状況に応じて予約に制限を設けることがある。

⑥使用変更・予約取り消し

申込者は、予約を取り消す場合や使用日時の変更が発生した場合は速やかに事務室に申し出なければなりません。また次の場合は、使用や予約は中止／取り消しとします。

- ・明らかに使用の形跡がない場合、使用開始時間を 30 分経過しても予約した講義室等を使用していない場合
- ・大学の都合等により、当該講義室等が使用できなくなった場合
- ・台風地震等の災害により、学生に帰宅命令が下されたり、大府キャンパスが閉館となった場合

⑦順守事項

学生は、使用にあたり以下の事項を順守しなければなりません。

順守されない場合は、即時退室や、今後一定期間あるいは一切の使用を認めない措置をとる場合があります。

- ・飲食・喫煙をしないこと

- ・危険物・火気器具を持ち込まないこと
- ・使用目的以外の使用をしないこと。申込者不在で使用しないこと、他者へ転貸しないこと
- ・学外者が同席する場合は、事務室で来学受付を済ませること
- ・授業等の妨げや近隣に迷惑となるような行為（騒音等）をしないこと
- ・かばん・衣服・教科書等を置いたまま長時間講義室等を離れ、不要に講義室等を占有しないこと
- ・貴重品等私物は学生が責任をもって管理すること
- ・講義室等の備品は大切に扱い、使用後はきれいに片づけること
- ・施設等の故障・破損は、至急事務局に申し出ること
- ・使用終了時間までに、清掃（机の上の消しゴムのカス、椅子や床のゴミ等の片付け）、ホワイトボードの字消し、エアコンのスイッチ off、窓の施錠・消灯を終えて退室すること

学生1人ひとりに個人用ロッカーを準備しています（入学後、ロッカーの錠を配付）。

実習服への着替えなどに利用してください。使用については以下のことを厳守してください。

ロッカーの使用

1. ロッカーは大学が皆さん個人に入学から卒業するまで貸与するものです。破損したり、汚したりすることがないように管理には十分責任を持って大切に利用してください。
なお、ロッカーおよびロッカー室内の物品等を破損、汚損させた場合は補修費用の実費分を弁償することになります。
2. ロッカーおよび錠は学生の異動があった場合（退学や除籍等）は速やかに返却してください。
3. **万が一、ロッカーの収納物品の盗難および損害等が発生しても大学では一切責任をもちません。**
ロッカーには必ず各自で施錠し、飲食物、危険物、異臭等のするものは保管をしないでください。
4. **大学では錠の貸出等はしません。錠は皆さん個人で管理してください。錠を破損、紛失させた場合は補修費用の実費分を弁償することになります。**
5. 個人用ロッカーは1人につき1つの利用です。空いているロッカーなど貸与を受けていないものは使用しないでください。
6. ロッカー室にゴミなどを残さず清潔を保つようにしてください。
7. 荷物は必ずロッカーの中に入れてください。災害発生時に備え、決してロッカーの上などに荷物をおかないようにしてください。
8. **学生委員会において、衛生、保安、安全上必要と判断した場合は、学生の了解や事前の予告の有無に関らずロッカーの点検、荷物等を撤去・廃棄する場合があります。予め了承しておいてください。**

屋上運動場使用規則

大府キャンパスの屋上には、屋上運動場があり、学生は利用することができます。

利用目的は、①体育授業、②自由時間スポーツ活動、③その他、必要と認める活動で、体育授業での使用を優先します。大学の長期休暇および休日以外の、午前9時～午後5時まで使用できます（5限の体育の授業の場合は、授業終了まで使用可能）。

屋上運動場で飲食した場合は、持ち込んだ物全てを屋内に持ち帰ってください。また運動器具使用（バスケットゴール、バドミントン）については、事務室（学生支援課）で使用の手続きをしてください。屋外のため、騒音等を生じないように近隣に十分配慮して使用することを心がけてください。

火気の使用

原則として学内での火気の使用は禁止しています。使用が必要な場合は岡崎キャンパスの「施設管理及び火気取り扱いについて」に準じて取扱います。事前に事務室（学生支援課）に相談してください。

2. 学生サポート施設について

国家試験対策室

看護学部看護学科では、国家試験対策委員会を設置します。委員会では、以下の事項を目的に活動を行います。

- 1 国家試験合格に向けた学習支援
- 2 4年間の学習プロセスにおける学生の主体性、論理および分析力の向上
- 3 学習仲間及びアドバイザー教員との信頼関係を基礎とする学習継続への支援

この委員会は、国家試験対策委員長である教員のもと、看護学科から選出された教員、事務職員等で構成します。

地域貢献室

平成27年、本学は大府キャンパスがある大府市と包括協定を結び、「市民の健康保持、地域社会の発展、市民生活の向上に寄与するために連携・協力する」ことになりました。

学生の地域社会への参加には、町内会が行う祭りや各種行事への協力、子どもや高齢者あるいは障害者への支援、また、町が取り組む禁煙キャンペーンや環境美化運動への参加などが考えられます。こうした地域住民の人々との交流活動を通して得られる体験は医療人として必要な人間力を高め、人間性豊かな感性を磨くために役立つものと期待されます。

地域貢献室では地域社会と大学を結ぶ懸け橋となるべく大府キャンパス開設時から専任スタッフが常駐して、「地域の人と一緒に何かをやろう」とする学生諸君の来室を歓迎しています。

キャリアデザイン支援・資料室

看護学部看護学科では、キャリアデザイン支援・資料室を設置します。看護の現場経験や看護管理経験の豊富なアドバイザー教員と連携して、キャリアデザイン支援室長を中心に、将来の看護キャリアについての情報提供をはじめ、就職先の情報提供や、就職相談、職場紹介を行い、日常的に就職について支援をします。(事務室で就活用封筒を1枚10円で提供しています)

あわせて、病院における奨学金情報の集約と提供を行い、学生の相談に応じます。

キャリアデザイン支援行事 スケジュール (予定)

学年	日程 (予定)	行事名	内容
1年生	6月	「医療キャリアの基礎」 (基礎科目)	・将来の医療キャリア形成や医療職業人に必要なスキルを培う授業科目
2年生	7月	実習前マナー講座	①第一印象の重要性と身だしなみ (メイク含) 清潔感+笑顔、明るさ、元気良さ ②挨拶の基本、敬語と言葉づかい (ワーク) ③患者さんへの接し方 ④医師・指導者の方に対して ⑤医療機関での SNS トラブル (事例研究)
3年生	6月	「キャリアデザインを描く」ガイダンス	・職業選択の動機の明確化 ・専門職としてのキャリア発達 ・ワークライフバランス ・就職活動とは 他
	7月	就活スタートアップ講座病院研究講座	①キャリアデザインの重要性、就活の心構え ②自己分析の仕方、自己適性の把握 ③就職活動の進め方、選考について ④病院選びのポイントと選択軸の考え方 ⑤病院研究・病院見学会の仕方、ポイント ⑥看護系就職サイトへの登録
	12月	履歴書・エントリーシート書き方講座	①履歴書・エントリーシートの目的 ②志望動機・自己PRの書き方、考え方 ③良い志望動機・自己PRの具体例 ④印象度UPのための記入上のコツ ⑤メール・手紙・封筒の書き方
	12月	学内病院説明会 (リクルートスーツ参加)	・ブース形式による相談会 (愛知県内の主要病院の採用担当者による病院プレゼン)
	2月	面接対策講座	・面接マナー (身だしなみ、言葉遣い、面接入退室の所作) ・集団面接・個人面接の基本理解と実践 ・これまでの就職行事のまとめ、振り返り
4年生	通年	個別対応	①個別面談、履歴書添削、面接等受験指導 ②内定報告と事後対応、アドバイザー教員が対応
	2月	就職直前講座	・本学を卒業した看護職・養護教諭として活躍している3名を招き社会人としての心得や体験などを聴き就職後の姿をイメージできるようにする

学生相談室

大学生活では、授業についていけない、友人とうまく付き合えない、家族との問題がある、将来に不安がある、身体の悩み、精神的に不安定になるなど、いろいろ生じます。そのような場合に、話を聞いてほしい、相談したいときは、学生相談室を利用することができます。教員ではなく、臨床心理士・公認心理師が面談します。

今年度の学生相談室の開室時間・場所については掲示でお知らせします。

人に相談することで解決のヒントが見つかるかもしれません。事の大小にかかわらず、気軽に利用してみてください。

学生相談室利用についての問い合わせ・予約は事務室（学生支援課）で受け付けます。

Ⅲ. 奨学金制度・学費減免制度

奨学金制度に関すること

奨学金に関する相談は、随時、所属キャンパスの事務室（学生支援課）で受け付けます。奨学金の募集や採用後の手続き、学内説明会などについての情報は、掲示板、Web ポータルサイトで皆さんに周知しますので、見落とさないよう常に確認してください。

1) 学内奨学金制度

本学独自の奨学金制度を次の通り設けています。奨学金を希望する人は、選考・継続方法を確認の上、アドバイザー教員への相談を行った後申し込みを行ってください。

名称	対象	給付金額／年	採用人数／年	選考方法
人間環境大学奨学金	2年次以上 ※他の学内奨学金との併用不可	授業料の半額相当 (給付期間は1年間、毎年選考を実施し、継続して採用された場合は4年次まで給付)	各学年若干名	申請者の中で、前年度学業成績優秀者を採用
人間環境大学経済支援給付奨学金		該当年度の授業料の2分の1以内 (給付期間は1年間、毎年選考を実施し、継続して採用された場合は4年次まで給付)	各学部若干名	出願者の中から一定の成績を修めていることを条件とし、経済的困窮度の高い学生を採用
特別奨学金 (看護学部・松山看護学部)	特別奨学生入試において特別奨学生Aとして合格した入学者	授業料全額免除 (給付期間は最長4年間)	採用は入学時のみ	前年度学業成績により次年度の継続可否を審査 ※不採用決定後の復活はなし。
	特別奨学生入試または一般入試において特別奨学生Bとして合格した入学者	授業料半額 (給付期間は最長4年間)		

2) 学外奨学金制度

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）

独立行政法人日本学生支援機構奨学金制度は、日本学生支援機構法に基づき、健康、人物、学力優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な学生を支援する制度です。

奨学金には、「貸与型」と、「給付型」があります。

奨学金の受給を希望する人は、採用説明会に出席し、自分の生活設計に基づいて、奨学金の種類、申込条件、貸与型の場合は卒業後の返還額・返還期間等の条件をよく確認した上で、適切な奨学金を選択してください。

【貸与型奨学金】

名称		貸与金額（/月）	期間	備考
第一種 （無利子）	[2017年度以前入学生]	30,000円、もしくは 自宅：54,000円 自宅外：64,000円	貸与開始月～ 卒業までの4年間	経済困窮度・ 成績で選考
	[2018年度以降入学生]	[自宅] 20,000円、30,000円、 40,000円、54,000円から選択 [自宅外] 20,000円、30,000円、 40,000円、50,000円、64,000円 から選択		
第二種 （有利子）		20,000円から120,000円のうち、 10,000円単位で選択		
入学時特別増額貸与奨学金 （有利子）		100,000円、200,000円、 300,000円、400,000円、 500,000円から選択	入学時1回のみ	別途条件あり

※最高月額のご貸与は、申込時の家計支持者の収入により選択できない場合があります。

※入学時特別増額貸与奨学金は、家計基準における認定所得が0円以下となる人（4人家族の場合、給与所得世帯で概ね400万円以下程度）または、入学に際し、国の教育ローン（日本政策金融公庫の教育ローン）を申込み、貸付を受けることができなかった人が申請することができます。

※大学院生：第一種奨学金のご貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげたものとして機構が認定した場合には、貸与終了時に奨学金の全部または一部が免除される（特に優れた業績による返還免除）制度があります。

【奨学生の条件】

奨学生となるには、所定の「学力基準」と「家計基準」を満たす必要があります。

【進学届の提出】

高校在学中に日本学生支援機構奨学金を申し込み、予約採用候補者となっている場合には、指定期日までに「進学届」を提出することで正式に奨学生となり、貸与が受けられます。提出のない場合は資格を喪失しますので、必ず提出してください。

【奨学金の返還】

在学中に貸与された奨学金は、卒業後に返還しなければなりません。返還は、貸与終了の翌月から数えて7か月目に始まります（3月貸与終了の場合、10月返還開始）。

卒業年次の奨学生を対象に、返還手続説明会を行う予定です。

【在学中の返還猶予】

本学以外の学校や高校などで日本学生支援機構奨学生であった人や、奨学金辞退や留年により貸与終了後も引き続き在学する人は、「在学猶予願」を提出することで、本学卒業時まで奨学金の返還期限が猶予されます。

【給付型奨学金】

本学は、国から、高等教育の修学支援新制度の対象機関として確認を受けています。

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、毎月振り込まれます（毎年、区分の見直しが行われます）。

また、給付奨学金の支給対象学生は、別途手続きを行うことで、本学の奨学金制度（p. 24 参照）も同時に受けることができます。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		私 立	
		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	38,300 円 (42,500 円)	75,800 円
	第Ⅱ区分	25,600 円 (28,400 円)	50,600 円
	第Ⅲ区分	12,800 円 (14,200 円)	25,300 円
	第Ⅳ区分	9,600 円 (10,700 円)	19,000 円

※自宅通学とは、学生等が生計維持者（父母等）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。「自宅外通学」の月額を選択する場合、毎年度自宅外通学であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。

※生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「収入基準」については、JASSO ホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で具体的に確認することができます。

※第Ⅳ区分は多子世帯(扶養する子の数が 3 人以上)のみ対象。金額は予定。

【奨学生の条件】

奨学生となるには、所定の「学力・資質基準」と「家計基準」を満たす必要があります。

【進学届の提出】

高校在学中に日本学生支援機構奨学金を申し込み、予約採用候補者となっている場合には、指定期日までに「進学届」を提出することで正式に奨学生となり、給付が受けられます。提出のない場合は資格を喪失しますので、必ず提出してください。

申込時・貸与・給付中の手続き・問い合わせについて

【申込資格】

以下に該当する学生は、条件を満たしていても申し込めない場合がありますので、申込前に所属キャンパスの学生支援課にお問い合わせください。

- ・休学・留年・留学中の人
- ・外国籍の人
- ・過去に日本学生支援機構の奨学金貸与歴がある人
- ・債務整理中の人

【奨学金の併用】

各奨学金の基準を満たせば、第一種・第二種・入学時特別増額貸与奨学金との併用貸与や、給付型奨学金と貸与型奨学金の併用も可能です。

ただし、給付型奨学金を受給している場合、第一種奨学金（無利子奨学金）の貸与月額には上限がありますので、注意してください。

また、日本学生支援機構以外の奨学金や修学資金制度と併用することも可能ですが、実施主体によっては、日本学生支援機構の奨学金との併用を制限している場合がありますので、必ず申込前に実施主体の奨学金の規程等を確認してください。

いずれも貸与奨学金を併用すると返還額が多額となるため、よく検討した上で申し込んでください。

【貸与・給付中の変更】

以下の手続きは、所属キャンパスの学生支援課で受け付けます。

- ・貸与月額変更（増額・減額）
- ・奨学金の辞退
- ・奨学生資格の喪失・変更（例：自宅通学⇔下宿の変更）
- ・連帯保証人・保証人の変更
- ・異動（休学・退学・転学・編入学等）
- ・利率算定方式の変更
- ・本人情報の変更（改氏名・住所・口座変更）
- ・保証制度の変更（人的→機関）

【奨学金継続願および適格認定】

奨学生は毎年1回、継続願の提出が必要です。これを怠ると奨学生の資格を喪失します。継続願提出前に説明会を実施しますので必ず出席してください。

奨学生の継続願および学業成績に基づき、大学は適格認定をおこない、「継続」「警告」「停止」「廃止」いずれかの判定をします。「停止」は、次年度4月より奨学金の貸与が停止します。「廃止」は奨学生の資格を喪失します。給付奨学生が「廃止」となった場合、奨学金の返還を求められる場合があります。また、家計状況に基づき、貸与月額の「指導」をおこなうことがあります。

家計が急変し、奨学金が必要となったとき

天災や家計支持者を失うなど、家計が急変し、奨学金が必要となる学生を対象とした貸与型の「緊急採用」（無利子）と「応急採用」（有利子）があります。

随時、所属キャンパスの学生支援課で申込を受け付けますが、家計急変時点から1年以内に申込手続きを終える必要があります。

地方公共団体及び民間団体の奨学金制度

独立行政法人日本学生支援機構以外に、地方公共団体や民間の企業、団体等で、奨学生を募集しているところがあります。各奨学財団によって募集時期・申込資格が異なります。大学に募集要項が届いたものについては順次、掲示するので、各自確認してください。

病院等奨学金制度・看護修学資金制度

病院等が看護学部生に対し、奨学生を募集する場合があります。学生と病院等との契約によるもので、大学は情報の集約は行いますが、契約についての責任は負いません、3Fキャリアデザイン支援室で相談を受け付けています。

授業料等減免制度

令和2年からスタートした高等教育の修学支援新制度における新しい給付型奨学金の対象者は、大学等へ申請することにより、最大で年間約70万円の授業料の免除・減額を受けることができます。

【授業料等減免の上限額（年額）】（住民税非課税世帯の学生の場合）

入学金	授業料
約26万円	約70万円

※住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は、住民税非課税世帯の学生の減免額の2/3又は1/3の支援額となります。

※大学1年次10月、大学2年次以降から支援を受ける人は「入学金」の免除・減額は受けられません。

※授業料等減免の申し込み手続きに関するスケジュール等、詳細については、別途、掲示にて通知します。

IV. 課外活動(クラブ・サークル)

本学では、学生がクラブ・サークル活動を通じて自分自身を高め、活気あるキャンパスを学生自身が築き上げることを期待しています。

公認団体・準公認団体

クラブ・サークルの活動団体は、公認団体（部・クラブ）・準公認団体（サークル）・非公認団体（同好会）に分けられます。

公認団体、準公認団体は、「人間環境大学クラブ・サークル活動規約」（p. 84～85 に掲載）に従って活動を行わなければなりません。

	公認団体	準公認団体	非公認団体
使用できる名称	人間環境大学 〇〇部／〇〇クラブ	人間環境大学 〇〇サークル	人間環境大学の名称 の使用不可
大学施設利用*	定期使用可(優先的)	定期使用可	利用の都度申請
部長	本学専任教員	本学専任教員	—
構成員	最低5名	最低5名	—
代表者会議の出席 (年2回)	必須	必須	不要
クラブ活動費の支給	あり	なし	なし

*大学の施設利用については、授業・大学行事・ゼミ活動が最優先となります。

【公認団体・準公認団体になるためには】

- ・公認団体は、準公認団体として一定期間活動後昇格の申請をおこない、承認が得られれば公認団体になることができます。
- ・準公認団体は、申請期間中（掲示板にて告知）に設立の申請をおこない、承認が得られれば準公認団体になることができます。

【活動中のケガ・事故について】

公認・準公認クラブ・サークル団体の場合、学生保険（Will 2）を適用できる場合があります。しかし、部員名簿・部員変更届や、施設利用願・学外活動許可願の提出を怠ったことで保険が適用できなくなることもあります。団体の代表者は、常日頃から部員や活動記録の管理を徹底し、必要な手続きを怠らないよう注意してください。

なお、非公認団体の活動は保険適用外となります。

学内の施設利用

講義室・演習室・屋上運動場

利用可能時間	9:00～21:00 日曜日・祝日・大学の休業日、大学が指定する日および時間は使用不可です。
利用方法	・利用の都度「施設利用願」を事務室（学生支援課）に提出する。公認・準公認団体については「クラブ・サークル活動必携」に基づき手続きを行ってください。 ・屋上運動場の利用については、p.19に従ってください。 ・使用後は、清掃・火の元・戸締り・消灯を確認し、退室してください。
注意事項	・施設等の破損は、至急事務室に申し出てください。 ・行事・授業等で使用できない時もあります。 ・注意事項を守らない時は、使用停止等の措置もあります。

学外の施設利用

クラブ・サークル活動や、仲間でスポーツなどを通して交流を深めたいとき、大学周辺の公共施設を活用する方法があります。大府市や各施設のホームページ上に利用案内が掲載されていますので、施設の概要や手続き方法、利用料金などを確認してください。抽選を行う施設もありますが、空きがあれば当日でも利用できる施設もあります。また、ホームページ上で空き状況の確認ができる場所もありますので上手に利用してみましょう。

利用の際は、施設のルールに従ってください。また、事務室（学生支援課）に学外活動許可願を提出してください。公認・準公認団体は、「クラブ・サークル活動必携」に従って手続きをしてください。

施設への移動も含め、事故・ケガ、事件に巻き込まれないよう十分注意してください。

① 大府市公共体育施設

石ヶ瀬多目的グラウンド、メディアス体育館おおぶ、大府体育センター、市営テニスコート、住友重機械温水プールなど

「あいち共同利用型施設予約システム (<https://www.e-shisetsu.e-aichi.jp/keitai/>)」から予約申し込みをします。予約には事前に市民体育館受付窓口で利用団体登録が必要です。詳細は大府市ホームページのスポーツ施設で確認することができます。

② 大府市学校開放施設

大府小学校・石ヶ瀬小学校、大府高校など

大府市内の小中学校、高等学校のグラウンドや体育館などを利用することができます。

市民体育館受付窓口で予約申し込みをします。事前に①の登録とは別に利用団体登録（10名以上の団体）が必要です。毎月20日午前9時から翌月分を予約することができます。詳細は大府市ホームページのスポーツ施設で確認することができます。

③ おおぶ文化交流の杜 allobu (アローブ)

スタジオ、ホール、ギャラリーなど

「あいち共同利用型施設予約システム (<https://www.e-shisetsu.e-aichi.jp/keitai/>)」から利用抽選申し込みをします。

④ あいち健康の森公園

体育館、会議室、庭球場、球技場、交流センターなど

「ネットあいち施設予約システム (<https://www4.pref.aichi.jp/yoyaku/>)」から利用予約をします。

⑤ あいち健康の森健康科学総合センター

プール、レクリエーションジム、フィットネスルームなど

レクリエーションジム、フィットネスルームは、センター内健康情報館3階予約センターで利用予約をします。

⑥ 大府市民活動センター (コラビア)

大府市内で市民活動・ボランティア活動をしている個人又は団体が利用できます (利用登録が必要)。市民活動・ボランティア活動に関する情報の収集や、印刷機、会議室、交流スペースを利用することができます。利用日の7日前までに大府市民活動センターの窓口申請が必要となります。

学外施設利用料補助制度

看護学部生の課外活動を活性化することを目的に、学生後援会の支援・協力のもと、大府キャンパス周辺の体育館・スタジオなどの施設使用料を支援しています。公認団体(クラブ)でなくても、施設使用料の補助を受けることができるので、学部の仲間同士でスポーツなどをするときも利用できます。準公認・非公認団体(サークル)は、この制度を活用することでサークル活動がより活性化され、ひいては公認団体への昇格につながるよう期待しています。

この制度の適用施設・条件、手続き方法などをまとめたファイルを1階Tラウンジ内の掲示板と3階掲示板、大府キャンパス事務室に設置していますので、確認してください。不明な点や、初めて利用するときは、大府キャンパス事務室(学生支援課)に声をかけてください。

※課外活動についての問い合わせ、相談などは事務室(学生支援課)まで申し出てください。

V. 厚生・健康管理

1. 学生保険 (Will)

本学では日本看護学校協議会共済会の総合補償制度「Will2」に学生全員が加入しています。実習先や学校管理下（登下校時を含む）での傷害事故、賠償事故に対応でき、さらに臨地実習中の感染事故にも対応する補償制度です。補償内容等詳細については、年度初めに配付するパンフレットを参照してください。相談窓口は事務室（学生支援課）となっています。

2. 下宿に関すること

下宿を探したいとき

入居後は親元を離れての1人暮らしの生活を有意義なものにするために、様々な（特にその地域でのもの）ルールを守り、他の学生や家主・管理人さんとの人間関係を保って、責任ある行動をとることを心がけてください。

下宿などで住民票を移した場合は、選挙人名簿も変更となり、3か月経過後に新しい住所地で投票が可能となります。住民票を移して3か月経過していない場合は、前の住所地に3か月以上住んでいれば、前の住所地で投票することができます（地方選挙は選挙区域内の転居に限ります）。前の住所地に行けないときは不在者投票制度を利用しましょう。

下宿についての相談は、事務室（学生支援課）に申し出てください。

遠隔地被扶養者証

自宅外通学の学生で本人の「健康保険被保険者証 家族（被扶養者）」を持っていない場合は思わぬけがや病気に備え、「遠隔地被扶養者証」を取り寄せて下さい。

【手続きの仕方】

事務室（教務課）が発行する「在学証明書」を、扶養者（父・母等）の勤務先あるいは、市町村役場に提出すると交付されます。

3. アルバイト

アルバイトは、収入が学資の助けとなったり、学生生活では得られない社会経験を積むことができる利点もありますが、学生の本分である学業よりもアルバイトを優先してしまうと学生生活に支障をきたしてしまいます。最近では労働基準法などの基準を守らずに就労を強いられるいわゆる「ブラックバイト」の被害も少なくありません。このような被害に遭わないよう、また「なぜアルバイトが必要なのか」目的を明確にして計画してください。

■アルバイトを始めるまえに

アルバイト先（雇用者）から契約書などの労働条件を記した書面をもらい、特に以下の項目についてしっかり確認しましょう。学業や身体に無理のないよう計画しなければなりません。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 期間の定めがある契約の更新についてのきまり（更新の有無、更新する場合の判断基準など）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（就業の場所、従事する業務）
- ④ 仕事の時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーション等）
- ⑤ 賃金はどのように支払われるのか（賃金の決定、計算と支払方法、締切と支払の時期）
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職に関すること（解雇事由を含む））

■アルバイト先での労働関係などで困った場合

各都道府県の労働局または労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」に相談窓口があります。

また、労働条件相談ほっとライン 0120-811-610 では、夜間土日の相談も可能です。

トラブルに備えて、契約書や賃金支払いの明細書等を受け取ったら必ず内容を確認するとともに、大切に保管しておきましょう。

■学内でのアルバイト求人情報

大学に届いたアルバイト求人情報については、大府キャンパス 1 階ラウンジ内掲示板にて公開します。求人票で不明な点は必ず雇用先に確認しましょう。

4 . 国民年金制度

【制度について】

国民年金は、すべての国民に老後の生活保障や障害になったときの保障をおこなうことを目的とした制度です。日本に住んでいる 20 歳から 60 歳までの人はすべて加入が義務づけられています。

詳しくは日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）を参照してください。

【加入手続き】

20 歳以上の学生は第 1 号被保険者として国民年金に加入することになります。

国民年金の加入手続きは、住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口でおこなっています。親元から離れて下宿している学生で、住民票を居住地に移していない場合は、家族が手続きの代行をすることもできます。

【保険料の納付】

国民年金の保険料は、定額で月額 16,520 円（令和 5 年度）となっています。市区町村から送付される国民年金保険料の納付案内書などにしたがって保険料を納めてください。

〈国民年金保険料学生納付特例について〉

学生には国民年金保険料学生納付特例制度があります。詳しくは市区町村の国民年金担当窓口へ問い合わせてください。

5 . 健康管理に関すること

定期健康診断および健康診断証明書の交付

学校保健安全法に基づき、毎年4月に全学生を対象に定期健康診断を実施します。おもな受診項目は、胸部レントゲン撮影、身体計測、視力・聴力検査、検尿、内科検診（問診）です。

入学年次では、健康診断と同時に小児感染症抗体価検査と結核抗体検査もおこないます。

また、健康診断結果通知後、本学で受診した健康診断項目に限り、「健康診断証明書」の交付を受け付けます。ただし、当年度の健康診断を受診していない場合や、他の医療機関で受診した場合や、再検査・再受診の診断結果により校医が発行を許可しない場合などは交付できません。奨学金の申込や就職活動等で「健康診断証明書」の提出を求められる場合がありますが、検査項目や「受診〇か月以内のもの」など、本学の「健康診断証明書」では提出先が必要とする内容や条件を充足できないこともあります。提出先の要項等で本学の証明書で提出できるかよく確認の上、交付手続きをしてください。

感染症の予防について

臨地実習における感染防止対策は、医療にかかわるすべての人が厳密に遵守する必要があり、皆さんもその対象となります。看護学生は看護学を学修するにあたり、多くの患者や利用者との接触の機会も多くあります。自身を感染から守ることは、他者を感染から守ることになり、ひいては患者の安全を確保することになります。主に予防できる感染症は、結核、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎です。これらの感染症は、ワクチンを接種することによって抗体をつけることができます。そこで本学では抗体価を検査し、感染症ガイドラインの基準に満たない学生は、本学の予防接種計画に従い、予防接種を受ける必要があります。

検査時期と検査項目

検査時期	1年次の健康診断（*）
検査項目	麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎の抗体価検査、結核感染の有無（T-Spot 検査）

*抗体価が基準値に満たない場合は予防接種後、次年度の健康診断時に再検査を受ける

抗体価の基準と予防接種に関するガイドライン

感染症	抗体価（基準値）	予防接種方法
麻疹	EIA 法（IgG）：16.0 以上 あるいは PA 法：1:256 以上 あるいは中和法：1:8 以上	1 回予防接種を受け、次年度の健康診断時に、再度抗体価を検査する。
風疹	HI 法：1:32 以上 あるいは EIA 法（IgG）：8.0 以上	1 回予防接種を受け、次年度の健康診断時に、再度抗体価の検査を受ける。
水痘	EIA 法（IgG）：4.0 以上 あるいは IAHA 法：1:4 以上 あるいは中和法：1:4 以上	1 回予防接種を受け、次年度の健康診断時に、再度抗体価の検査をする。
流行性耳下腺炎	EIA 法（IgG）：4.0 以上	1 回予防接種を受け、次年度の健康診断時に、再度抗体価の検査をする。
B 型肝炎	EIA 法：10mIU/mL 以上 CLIA 法：10.0mIU/mL 以上	3 回予防接種を受け、次年度の健康診断時に、再度抗体価の検査をする。

これらの予防接種の受け方については、別途、入学時のオリエンテーションで説明がありますので、それに従って2年次の健康診断までに予防接種を終了してください。予防接種の種類によっては、抗体が得られるまでに約1カ月かかるものもあります。計画的に予防接種を受けてください。

尚、インフルエンザも罹患すると一定期間登校ができなくなります。予防接種を毎秋10月頃より接種開始となります。予防接種を受けて学業に支障がないようにしましょう。

保健室の利用（けがや体調が悪い時）

大府キャンパス1階の学生相談室の隣に保健室があります。保健室では、学生・教職員が健康を維持増進できるように必要な知識を提供したり、定期健康診断を実施して病気の早期発見、早期治療ができるようにしています。

学内でのけがや気分不良等、身体の調子がおかしいと思うときは、事務室（学生支援課）を通して、保健室で応急処置を受けるか相談してください。ただし、保健室は医療機関ではないので、継続処置は行いません。

なお、保健室では救急靴を貸出しています。本学が認めた課外活動のために救急靴が必要な場合は、引率責任者が1週間前までに保健室に申し込んでください。

また学外での病気、けがについては次頁の病院案内を参照して下さい。

麻疹などの伝染病で他者に健康被害を与える病気にかかった場合は、事務室（教務課）まで届け出て下さい。保健師は週2日（火・金 10:00～15:00）在室しています。

健康管理（近隣の病院案内）

充実した学生生活を送るためには、心身共に健康であることが大切です。健康に対する過信や無関心から、無理をしたり、日常生活が不規則になったりして、知らず知らずのうちに病気にかかっているという場合があります。特に、初めて親元を離れ、下宿・アパート生活などを始める学生は、健康に関して積極的に関心を持ち、各自十分な健康管理をおこない、日頃から規則正しい生活を心

がけるようにしましょう。もし、体の異変に気がついたら我慢しないで早めに病院に行くようにしましょう。また、新型コロナウイルス、新型インフルエンザなど、感染性の高い病気については、別途指示することがあるので、学内掲示を常に注意して見るようにしましょう。

[近隣の病院案内]

1. 医療機関

- 総合病院 南生協病院（救急指定病院）※イオン大高ショッピングセンター隣り
名古屋市緑区南大高二丁目 204 フリーダイヤル 0120-373-195 TEL052-625-0373
- 加藤内科・胃腸科（内科・消化器内科・小児科）※JR 大府駅東口より東へ徒歩 3 分
大府市中央町 6-9 1 TEL0562-46-8900
- 宮田整形外科・皮フ科（整形外科・皮フ科・美容皮フ科）
※大府キャンパスから北へ徒歩 8 分
大府市江端町 3-7 6 TEL0562-46-7788
- おおぶ眼科クリニック（眼科）※大府キャンパスから徒歩 5 分
大府市月見町 5 丁目 215 TEL0562-43-0022
- 大府こころのクリニック心療内科（心療内科、精神科）※大府キャンパスから徒歩 1 0 分
大府市終山町 1 丁目 175-1 TEL0562-46-2002

2. 夜間・休日の救急医療情報

- 大府市ホームページ〈救急・医療情報 休日の診療〉当月の休日当番医
- 愛知県救急医療情報センター〈最寄りの受診可能な医療機関の案内〉
TEL052-263-1133（Web ページ「あいち救急医療ガイド」からも検索可）

校医による健康相談

持病がある、最近体調がすぐれないなど、学生生活を送る上で健康上の心配や悩みがあるときなどに、校医（医師）による健康相談を利用することができます。

原則、健康相談で知れた情報は校医以外秘密厳守として取り扱いますので、気軽に利用してください。

健康相談は予約制です。メールで予約してください。

AED 設置場所

突然の心停止から命を救う AED〔自動体外式除細動器〕は、1 階ラウンジと 4 階 EV 前に設置してあります。

デート DV について

恋愛が低年齢化するにつれて、10～20 代の恋人同士の間でも、ドメスティック・バイオレンスが広がっています。未婚のカップル間で起こる暴力を「デート DV」と呼びます。

殴る、蹴るなどの身体への暴力だけが DV ではありません。相手を傷つけたり、怖がらせたりするような行動も DV で、以下のようなものがあります。

身体的暴力：殴る、蹴る、首を絞める、ものを投げつける

精神的暴力：大声で怒鳴る、相手をおとしめるような暴言をまく、無視する

性的暴力：同意なしでセックスをする、避妊・性感染症予防をしない、
ポルノなどを無理やり見せる

経済的暴力：お金を返さない。お金を貢がせる

社会的暴力：行動を監視する、友人関係を制約する

DV にはサイクルがあり、3つの期間を繰り返すといわれています。(レノア・ウォーカーモデル, 1982) ①暴力が爆発する時期→②暴力をふるったことを謝罪し、優しくなる時期→③イライラやストレスが高まる時期→①暴力が爆発する…

暴力をふるった後、謝られたり、急に優しくされると、「たまたま機嫌が悪かっただけ」「自分も悪いところがあったから…」など、暴力が過小評価されてしまいます。しかし、この状態は繰り返され、周期を重ねる度に激しくなり、二人の関係は固定されてしまいます。DV は相手を支配し、コントロールするためのものです。もし、このような関係に気づいたら一人で悩まず、相談しましょう。

愛知県相談窓口

相談機関	連絡先	解説日時等
名古屋市男女平等参画推進センター	052-321-2760	月曜日・火曜日・金曜日～日曜日 午前 10 時～午後 4 時 水曜日 午前 10 時～午後 1 時、午後 6 時～午後 8 時 木曜日、祝日、年末年始を省く
愛知県女性相談センター	052-962-2527	詳しくは HP を参照 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/0000012699.html 各地域に駐在室もあります

愛知県 男性 DV 被害者 ホットライン	080- 1555- 3065	詳しくは HP を参照 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/dansei-hotline.html 男性の臨床心理士が対応されています
----------------------------	-----------------------	---

性感染症

【性感染症 (STI) とは】

性行為あるいは性行為に類似する行為によって感染する病気です。STI には、梅毒、淋病、クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、膣トリコモナス症、B 型肝炎などがあります。STI は、放置すると子宮の内部から卵管、卵巣まで炎症を広げることから、流産や不妊の原因になることがあります。

STI は、パートナーにも感染したり、パートナーから感染を受けることから、お互いに検査、治療を受けることが大切です。

若い女性の感染が増加してきています。感染のリスクのあるような行動は慎みましょう。

病名	どんな病気？	症状は？	治療法
HIV 感染症	病原体は HIV (ヒト免疫不全ウイルス)。人の免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して、後天的に免疫不全 (AIDS) を発症。	感染後、約 6 週間以内に発熱・全身倦怠感・リンパ節腫脹等の症状がでる。免疫機能が低下・不全状態となる。多くはその後症状が消失し、無症候期に入る。	AIDS の発症を遅らせる治療はあるが、根本的な治療は見つかっていない。
淋病感染症	病原体は淋菌。男性に多い。1 回の性交で感染率は 30%	男性は激しい排尿痛や尿道から膿が出る。女性は自覚症状がないことも多いがおりものが増えたり、下腹部の痛みを伴うことがある。不妊症の原因になることもある。	抗生物質の内服もしくは注射。
クラミジア感染症	病原体はクラミジア・トラコマティス。感染が子宮や卵管に広がると不妊の原因に。	症状がなく、気付かないことも多い。男性では排尿痛や尿道から膿が出る。女性では濃い黄色や黄緑色のおりものや下腹部痛。	抗生物質の内服
性器ヘルペスウイルス感染症	病原体は単純ヘルペスウイルス。何か刺激や体調の悪い時、あるいは女性の月経の時に、活性化されて皮膚や粘膜に出現し発症。再発を繰り返す。女性の方が症状が強い。	2～10 日位でかゆみを伴った 1～2mm の赤いブツブツや水ぶくれができる。痛みが強く、時として歩行障害・排尿困難。	抗ウイルス薬の内服や点滴、症状が軽い時は外用薬。

病名	どんな病気？	症状は？	治療法
尖圭コンジローマ	病原体はHPV（ヒト乳頭腫ウイルス）。子宮頸がんとの関連から注目される。	男女とも外性器にうすピンク色または茶色のニワトリのトサカ状（カリフラワー状）のいぼができる。軽い痛みやかゆみがあることも。	いぼを手術で切り取り、焼切ったりする。もしくは外用薬
膣トリコモナス症	肉眼で見分けることができない原虫（ゾウリムシのようなもの）が性器内に入り込み炎症をおこす。下着、タオル、便器、浴槽で感染することも。	男性にはほとんど症状が出ない。排尿痛や尿道から膿が出る。女性ではあわ状の黄色い膿のような、もしくは白い悪臭の強いおりものの増加。外陰部や膣の強いかゆみや痛み。	抗原虫薬の内服や膣座薬
梅毒	病原体はトレポネーマ。1期から4期まで症状が段階的に進む	初期では感染部に痛みのないしこりができ、リンパ節が腫れる。重症化すると心臓、血管、神経、目などに重い障害が出る。	抗生物質の内服。

喫煙

【たばこの影響】

たばこの煙には約200種類の有害物質が含まれています。たばこは「がん」や「心臓病」、「脳卒中」を始めとするさまざまな生活習慣病の原因となっています。

若い女性の喫煙率が上昇していますが吸い始める年齢が低いほどニコチン依存も強くなり、止めようと思ってもなかなか禁煙できなくなってしまう。

また、妊娠中の喫煙は、低体重児の出産や、早産、流産の危険性を高めます。これは、たばこが子宮や胎盤の血管を収縮させることや、たばこの煙に含まれる一酸化炭素により、胎児が酸欠状態にさらされるためと考えられています。また、たばこは不妊症とも関係のあることが知られています。

詳細については、厚生労働省ホームページを参照してください。

www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html

【学内、臨地実習施設及び大府駅周辺での喫煙について】

大府キャンパス内、臨地実習施設及びその周辺での喫煙を禁止します。

また、大学周辺は、大府市の条例により大府駅周辺が路上禁煙地区に指定されています。路上禁煙地区以外でもポイ捨ては禁止されており、いずれも違反したら2万円以下の罰金が科される場合があります。大学周辺は近隣住民や児童生徒が多く往来する場所です。禁煙を厳守することは、本学学生として当然の行動と心得てください。

飲酒

未成年者の飲酒は法律で禁止されています。また、本学内での飲酒を禁止します。普段の生活の中でも飲酒について下記の事項を厳守してください。

1. 酒気を帯びての車両（自動車・バイク・自転車）運転は絶対に行わない。
2. 飲酒運転をすることを知りながら、その者に車を貸したり、お酒を提供したり、同乗してはいけない。
3. 未成年者や飲めない者に飲酒を勧めない。
4. 一気飲みを強要しない、行わない。

薬物乱用

近年、薬物（大麻、覚せい剤、コカイン等）の乱用の多様化が進んでいます。特に大麻事犯の検挙補導数が10代および20代といった若年層を中心に増加傾向にあります。薬物乱用のおそろしさは、薬物を習慣的に常用し、その使用を容易に止められない薬物依存の状態になることです。また、自身の精神や身体上の問題にとどまらず、課程の崩壊さらには重大な犯罪の原因にもなり、医薬品を始めとする薬物についての正しい知識を持つと同時に何よりもどんな誘惑にあっても「ことわる勇気」を持ってください。

VI. 快適な学生生活を送るために

キャンパスハラスメント防止について

本学では、ハラスメント委員会を設置し、ハラスメントの防止および救済に関する対策を講じています。

1 ハラスメントとは

ハラスメントとは、教育、研究及び学習並びに就労に関連して、行為者の意図にかかわらず、相手方に不利益や不快感を与え、若しくは個人の尊厳又は人格を侵害する行為です。

1) セクシャル・ハラスメント

セクシャル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な発言、行為等により、相手の学習・教育研究・労働意欲を低下させたり、学習・教育研究・労働環境を悪化させたりすることをいいます。セクシャル・ハラスメントに該当するか否かは、基本的には、受け手が不快に感じるかどうかによって決まるとされており、時間と場所は問いません。

【例】

- ・容姿、年齢、服装等についてからかわれる。
- ・性的な話題に対し、嫌な顔をするとからかわれる。「止めて」といっても止めてくれない。
- ・頼みもしないのに「肩をもんでやる」と触られる。
- ・交際経験を話すように強要される。
- ・一方的な思い込みで頻繁にメールが来たり、SNS に書き込まれたりする。
- ・交際相手から行動やメールなどをチェックされる。 等

2) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教育研究の場で優位的立場にある者が、その優位な立場を利用して、相手の意に反した不適切な発言、行為を行い、相手の学習・教育研究・労働意欲を低下させたり、学習・教育研究・労働環境を悪化させたりすることをいいます。

【例】

- ・教員や先輩に怒鳴られたり、無視されたりする。
- ・みんなの前で「無能だな」と人格を否定することを言われる。
- ・教員が「放任主義だ」といい、必要な研究指導やアドバイスを一切してくれない。
- ・学生や部下が出したアイデアに全く検討を加えず、それを頭から否定する。
- ・本人の希望に反する学習・研究計画や研究テーマを押しつける。
- ・研究成果が出ない責任を一方的に学生に押しつける。
- ・教員同士の個人的な確執による鬱憤を、相手が指導する学生へ不利益を被らせることで晴らすとする。 等

3) その他のハラスメント

上記以外にも不当な仲間はずれやいじめ、飲酒の強要や酔った上での迷惑行為、不正行為の強要、暴力等もハラスメントに当たります。

【例】

- ・ミーティングから外され情報を共有されない。
- ・時間外でも教員からの呼び出しには即座に応じないと叱責される。
- ・懇親会で飲酒や宴会芸を強要される。
- ・誹謗中傷のメールを関係者に流したり、SNS に書き込んだりする。
- ・配偶者や恋人からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）。 等

◎ 学内または、それに準じた場（例；実習、コンパ、アルバイト等）でハラスメントにあつたら、迷わず下記の行動をとります。

2 ハラスメントの被害を受けたら

1) 嫌だな、おかしいな、と思ったら

- ・自分を責める必要はありません。
- ・不快だというあなたの気持ちを、できればその場で相手に伝えましょう。ただし、それが言えなくてもあなたの落ち度とされることはありません。
- ・一人で解決しようと思わずに、信頼できる周囲の友人や教員に相談しましょう。ハラスメントは、あなただけの問題ではありません。
- ・なるべく記録を残しましょう。（「いつ」「どこで」「誰に」「何をされたか」等）
- ・ハラスメント相談窓口にご相談しましょう。

2) ハラスメントをみかけたら

- ・見て見ぬふりはハラスメントに加担していることにもなりかねません。可能であれば、その場で注意しましょう。
- ・被害にあった人の話を聴いてあげて「被害にあったのは、あなたのせいではない」と伝えましょう。また、被害にあった人がどうしたいのか尋ねましょう。必要に応じて、ハラスメント相談窓口まで行くように勧めたり、一緒に行ったりするとよいでしょう。
- ・関係者としてどうしたらいいのかわからないときは、ハラスメント相談窓口を利用してください（第三者からの相談も受けつけます）。

3 ハラスメント相談窓口

本学は、ハラスメント相談窓口を設置しています。

1) ハラスメント相談窓口とその機能

- ①ハラスメント相談窓口気軽に相談ください。相談員は相談者のプライバシーを厳守します。相談員は掲示板やパンフレットなどにより別途周知します。
- ②ハラスメントの相談は、以下の人が行えます。
 - ・ハラスメントの被害を受けた本人
 - ・他の人がハラスメントを受けているのを見て不快に感じた人
 - ・ハラスメントに関する相談を受けた人（友人、同僚、家族、上司等）

・ハラスメントを行っていると思われる人

③相談の申し込みは、相談員へメール・電話あるいは直接訪ねる等して、お申し出ください。

④ハラスメント相談窓口では、以下の申し立てが行えます。

・「通知」による解決の申し立て

匿名のまま、相手に対しハラスメントの相談があったことを通知します。

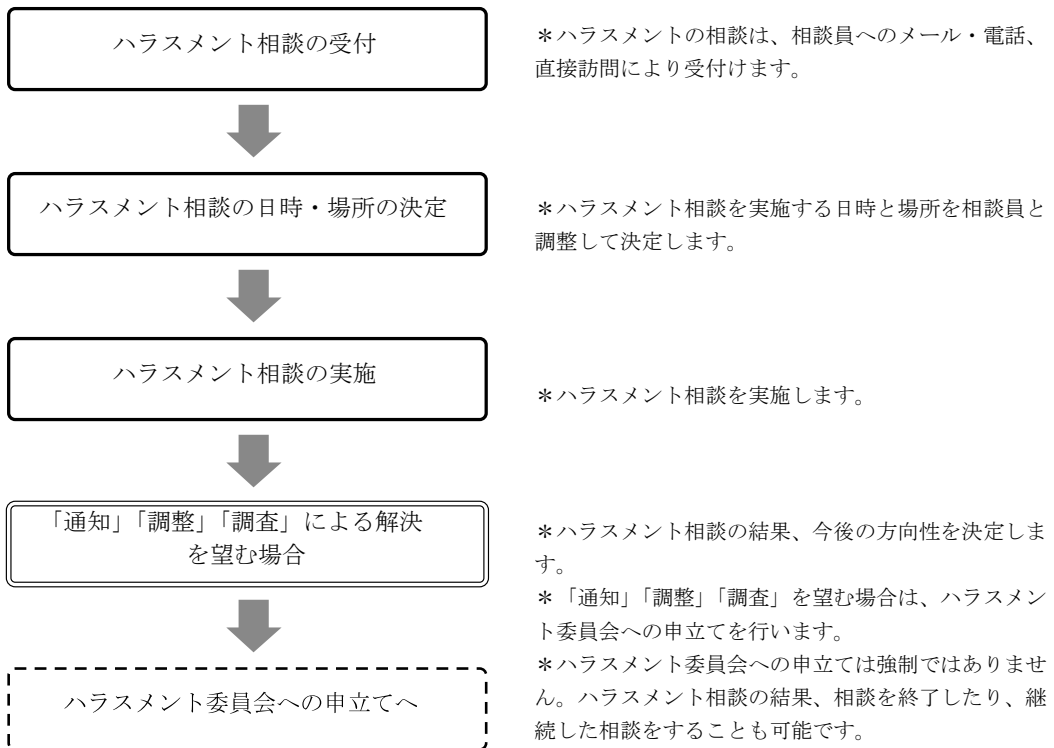
・「調整」による解決の申し立て

ハラスメント委員会が、相談者と相手との関係を調整して問題解決を図ります。

・「調査」による解決の申し立てハラスメント委員会が、事実関係の公正な調査を行い、それに基づいて一定の措置を講じます。

⑤相談者に危害が加えられる恐れがある場合など、緊急に相談者を保護する必要がある場合には、ハラスメント相談員で審議の上関係部局へ連絡がとることがあります。

2) 相談の流れ



※ハラスメント相談は、原則1回50分とします。

※ハラスメント相談は、原則2名以上の相談員が面談にて対応します。

※継続したハラスメント相談の場合は、面接回数は1回/週とします。

4 加害者にならないために

- ・自分では気にも留めないようなことでも、自分と相手の受け取り方は違います。害を加えるつもりのないごく気軽な気持ちでの行為や言動が、相手にとっては耐えられない苦痛となっていることもあります。誰もが加害者にも被害者にもなりえます。
- ・相手が不快だと感じているのなら、「嫌だ」と言うはずだと思込んでいませんか。不快であっても、その気持ちを伝えることのできない状況や人も多いものです。
- ・大切なのは相手の気持ちを推し量る想像力と自らの言動を客観的に顧みる謙虚さです。相手が嫌がっていることに気づいたら、すぐに止め、繰り返したり押し付けたりしないようにしましょう。
- ・人にイライラをぶつけたり、感情的に振る舞ってしまわないよう自己管理に努めましょう。
- ・普段から感じたことや意見を言い合ったり、伝えることのできる風通しの良い環境づくりをしましょう。

犯罪の加害者・被害者にならないために

大学生になると、通学やアルバイトや課外活動などにより、活動範囲がひろがります。各自、学内外を問わず常に防犯意識を持って行動してください。大学は学内に防犯カメラを設置し対策を講じていますが、学生や関係者を装って学内に侵入することも想定され、学内であっても学外と同様の防犯意識を持つておく必要があります。

犯罪から身を守るために、例えば…

《学内》

- ・不必要な金品を持たない
 - ・貴重品から目を離さない、手元におけない場合はロッカーに施錠して保管する
(盗難事故が発生しても、大学は一切責任を負いません。確実に施錠し、たとえ更衣室内であっても、貴重品をロッカーの外に放置しないこと。)
 - ・鍵のある施設では、窓・ドアの施錠を確認する
- 《学外》・人通りの多い場所を選んで歩いたり、複数人で移動する
- ・混雑した電車に乗る場合は、出入口付近は避ける
 - ・防犯ブザーを携帯する

…など、自身で十分な対策を講じましょう。

万が一、被害にあったり、不審者・不審物などを見かけたり、危険を察知したら、警察に通報するとともに、教員や事務室（学生支援課）へ知らせてください。

金銭トラブル

■ クレジットカード

最近では、クレジットカード一つで、頭金もいらず、高価なものが手に入ります。1回の金額は少なくても、長期間返済するというのは負担が大きいものです。クレジットカードを使用する場合はあらかじめ返済計画をたてるようにしましょう。

■ 「消費者金融」に注意

「学生証」だけでお金を貸すところもあるようですが、学生ローンの利子は思いのほか高額となります。安易に借りて、元利返済に追われ、生活の破綻をきたす例も少なくありません。

また、マルチ商法・ネズミ講などの甘い言葉に誘われないよう注意してください。

悪徳商法の被害について

近年、20歳になった成人からの（独）国民生活センターの相談件数が未成年に比べ多く、その契約金額も高額となっているそうです。「サイドビジネス」「マルチ取引」「エステ」の被害に関する相談が上位を占めています。

未成年の場合、「親権者の同意なくおこなった契約」は原則取り消すことができます（未成年でも取り消しできない契約もあります）が、成人にはそれが適用されません。そこを狙って契約を交わそうとする悪徳な業者もあります。

「おいしい話」はそうそう転がっていません。皆さんも、次に挙げる事例をよく読んで、悪徳商法の被害にあわないよう注意してください。また、氏名・電話番号などの個人情報をむやみに外部に漏らさないように注意を図ってください。

※民法の改正により、2022年4月1日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。例えば、親の同意がなくても契約ができるようになり、慎重な判断、行動をしてください。

■架空請求

利用した覚えのない電話情報サービス利用料、債権などをメール、はがき、封書、肉声やテープ音による電話など様々な方法で送られてくる場合があります。

《事例》

携帯電話に以下のようなメールが届く

「未納料金のお知らせ」徴収整理番号：△△△△

〈未納料金について大至急ご連絡を致します〉

合計お支払い金額：58,550円

サイト運営業者：〇〇〇〇〇

未納利用料金：37,800円

遅延損害金：9,450円

徴収代行手数料：11,300円

この度は当時あなたが電話回線から接続されたアダルトサイト利用料金について運営業者より未納利用料金に関する債権譲渡を受けました。速やかに御入金していただけない場合は債権徴収担当員を御自宅などに訪問をさせていただきます。その際には上記の合計金額に交通費と人件費を加算して約10倍の請求させて頂く場合が御座いますのでお忘れなく必ず御入金して下さい。

振込先口座

××銀行＝××支店

口座番号＝普）×××××

口座名義：×××××××

振り込みの際には必ず徴収整理番号を名前の前に御入力して下さい。

(有)〇〇〇〇債権管理事務所

代表：〇〇〇〇

TEL＝080-××××-××××

FAX：020-××××-××××

徴収課担当：〇〇〇〇

《対策》

- ・利用した覚えがないのなら支払う必要はありません。恐怖感から支払ってしまわないように毅然とした態度できっぱりと断りましょう。
- ※利用サイト名や利用日時などの明細が明記されていないものは、根拠が不明確ですので、その事業者を支払う必要はありません。
- ・こちらから相手に連絡すると、色々と聞かれて、名前や住所、電話番号などの個人情報を教える恐れがあります。不正な請求は相手にしないことが一番です。

■セールスマンの訪問販売・キャッチセールスに注意

訪問販売とは、「宅急便です」と言って突然訪問したり、電話会社や消防署の職員を装ったりして家に上がり込み、商品の購入を執拗に勧誘する商法です。キャッチセールスとは、街頭などで声をかけて勧誘するもので、若者に化粧品などを売りつける商法です。-

《事例》

街頭で「お肌診断します」と声をかけられ喫茶店に行った。肌診断の結果「このままだとマズイけど、うちの商品を使えばよくなる」と化粧品を勧められた。高額なので断ったが、断りきれず契約した。契約の翌日、クーリングオフしたいと事業者に伝えたら、「クーリングオフはがきを出しても無駄、考え直して」と言われ、だめだと思いその時にあきらめてしまった。

《対策》

- ・訪問、呼び出しには応じないようにしましょう。もし、呼び出され契約を迫られても、その場で契約書を書かず、印鑑は一晚冷静に考えてから、又は第三者に相談してから押すようにしましょう。
- ・その商品が本当に必要かよく考える。
- ・必要がなければ勇気を持って断る。
- ・契約又は申し込みをした時は、必ず書面を受け取る。
- ・契約後でも一定期間内なら無条件で契約解除できます（「クーリングオフ」制度）

クーリングオフ制度

クーリングオフ制度とは、訪問販売など消費者にとって不意打ちとなるような取引について、消費者が一旦契約した場合でも、一定期間内に頭を冷やして考え直した結果、契約をやめたいと思えば、一切の経済的負担をすることなく、消費者が無条件で契約を解除することなどができる制度です。クーリングオフができる契約の種類と期間は以下のとおりです。

訪問販売（アポイントメントサービス、キャッチセールスを含む）	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供（エステ、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	8日間
訪問購入（購入業社の押し買い）	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売（内職商法、モニター商法等）	20日間

※期間の起算日は、「法廷の契約書面が交付された日」又は「クーリングオフ告知の日」からでいずれも初日を算入します。

※事業者がうそを言ったり威迫をして、クーリングオフを妨害した場合は、クーリングオフ期間経過後でも、その妨害が解消されるまでは、クーリングオフができます。

- ・クーリングオフ通知は書面で行いますが、はがきで出す方法と、内容証明郵便で出す方法があります。
- ・2022年6月1日より、書面によるほか、電磁的記録でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました。電子メールのほか、USBメモリー等の記録媒体や事業者が自社のウェブサイトにて設けるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が挙げられます。FAXを用いたクーリング・オフも可能です。
- ・はがきで出す場合には、控えとして必ず両面のコピーを取っておき、配達記録郵便または簡易書留で出します。

- ・内容証明郵便は、いつ、誰が、誰に、どのような内容の書面を出したかを、郵便局によって証明されるという制度で、最も確実な方法です。契約金額が高額な場合や全額支払済みの場合などに利用するとよいでしょう。
- ・3枚1組の内容証明郵便用紙に通知内容を書き、郵便局の窓口を持参すると、1通は業者に発送、1通は郵便局で保管、1通は差出人に返却されます。用紙は文房具店で販売されています。
- ・1枚20字×26行の規定を守れば、ワープロ等で作成した書面も認められます。同じ書面を3枚作成（コピーでもよい）すれば内容証明郵便の手続きがとれます。
- ・クレジット契約の場合には、信販会社にも通知します。

以上のことについて問題が起こった時や、クーリングオフ制度についての相談は、速やかに各県の消費生活センターに連絡してください。

愛知県消費生活相談窓口		国民生活センター	
県消費生活総合センター	052-962-0999	http://www.kokusen.go.jp/	
尾張消費生活相談室	0586-71-0999		
海部消費生活相談室	0567-24-9998	お昼の消費生活相談	03-3446-0999
知多消費生活相談室	0569-23-3300		
西三河消費生活相談室	0564-27-0999	消費者ホットライン	(局番なし) 188
このほか、各市町村が実施する消費生活相談窓口もあります。県HPに一覧が掲載されています。		(近隣の相談窓口案内)	

カルト宗教集団への注意

団体名や宗教名などを明かさずに、クラブやサークル等を装い、カルト宗教集団への勧誘活動を行う者がいます。このような団体に入会することは、多額の献金を強要されることもあり、精神的・経済的に多大な被害を受け、学生生活に支障をきたし、更に、友達を勧誘したりすることで、仲間同士の信頼関係を壊してしまうことにもなりかねません。このような勧誘を行う宗教団体には十分注意し、氏名、住所、電話番号といった個人情報を安易に教えることのないように気を付けてください。そして「怪しい」と感じたら、強い意志を持って毅然として断りましょう。また、そのような場合には大学に情報をお知らせください。

ギャンブル等依存症について

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等にのめり込みコントロールできなくなる精神疾患の一つです。勝負の面白さや配当金目的ではなく、ストレスや孤独感を紛らわすためにギャンブルにの

めり込むこともあります。放置しておく周囲に嘘を重ねて多重債務となり、うつなどの健康被害、家庭不和・虐待・自殺・犯罪に発展することもあります。

また、依存症は自助支援や専門の医療機関を受診するなど適切な処置をすれば十分回復する疾患です。本人が依存症であることを自覚し、自主的に健康や借金等の問題の解決にむけて行動できるように支援していく必要があります。

例えば、依存症の人の借金に応じる（立ち直る機会を奪う）、叱責や処罰（追い詰められて依存が増す）は、事態を悪化させます。私たちは依存症にならないよう、適切に対処できるよう、正しい知識を持たなければなりません。

また、オンラインゲーム、アルコール、薬物など様々な依存症があります。以下に参考となるサイトを紹介しますので、自分や家族・友人が依存症に陥った時の情報収集に役立ててください。

消費者庁ホームページ 「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」	ギャンブル等依存症に関する相談窓口・借金問題相談窓口、支援団体、自助グループ等の紹介
厚生労働省ホームページ 「依存症対策」	依存症全般の説明、相談窓口・自助団体等の紹介 依存症についてQ&A形式で詳しく解説

禁止年齢の学生は、決してギャンブル等に行かないこと

SNS (Social Networking Service) 利用にあたっての注意

SNS とは、Instagram、Twitter、LINE などインターネット上でのコミュニケーションツールのことで、スマートフォン、タブレット端末の普及などインターネット環境の拡大によって、身近で便利な存在となっています。仲間との交流を深めるだけでなく、災害時の安否確認や就職活動を進める上で大変有効なツールである一方、マナーやリスクの認識の欠如によって問題が起ることもあります。

そこで、SNS 利用にあたっては、以下のことを十分理解しましょう。

1. 他者の個人情報を許可なくツイートしない

個人情報は、実名や顔写真、肩書き、所属だけでなく言動も含まれます。個人にはこうした自己に関する情報公開をコントロールする権利（プライバシー権）があります。あなたの気軽なツイートによって本人に迷惑をかけた、訴えられたりすることがあります。

2. 他者を誹謗中傷するツイートをしない

実名が出ていない場合でも、関係者にその個人や団体が認識できる形で、社会的評価を不当におとしめる誹謗中傷は、相手に不快を与えたり名誉毀損になります。

3. 実習先や学内で知り得た情報をツイートしない

臨地実習で知り得た対象者の個人情報については守秘義務があります。また、大学の教職員・学生の個人情報、授業や試験で知り得た学内の情報を漏洩してはいけません。

4. モラルに反する内容をツイートしない

モラルに反する行動や発言（他者への誹謗中傷、個人情報漏洩、未成年飲酒、交通違反、カンニングなど不正行為の公表）は、それ自体が処罰の対象となるだけでなく、それを行った者の個人情報がネット上で検索され、公開されるリスクを有しています。また、過去の発言を削

除しても「デジタルタトゥー（電子入れ墨）」として残り続け、検索されて将来に影響する恐れがあります。不用意な発言は、自分自身だけでなく家族や友人にまで被害が及ぶことがあります。

5. ネット上に完全な匿名性やセキュリティはない

アカウントに鍵をかけアクセスを制限していても、システムエラーやフォロワーのミス・悪意によって、情報が漏洩される可能性がないとはいえません。匿名だから何を書いてもわからないはず・・・と安易に考えてはいませんか。他人を誹謗中傷したことが、やがて自分にそのしわ寄せが来るものです。ネット社会の怖いところは、思いもしないところで人権侵害を犯してしまうリスクを持っていることです。そのことを常に認識して行動しましょう。

“ちょっと悪ふざけ”、と遊び気分で投稿したものでも、内容如何によってはみなさんの想像を超える結果を招くこともあります。以下に、他の大学や専門学校などで実際にあった例をご紹介します。

《卒業への影響》

とある看護学生が、解剖実習中に献体の画像を撮って配信しました。これは著しく医療倫理にもとる行為であり、退学処分になったそうです。

《就職活動への影響》

人事担当者は SNS での言動をチェックしている可能性が大きいです。過去にツイートした内容に心証を悪くし、就職内定が取り消しになったケースもあるそうです。

VII. 人間環境大学附属図書館 大府キャンパス分館利用案内

人間環境大学附属図書館大府キャンパス分館 利用案内

岡崎キャンパス図書館等も利用することができます ◆ 注：開館時間が違います ◆

開館時間

月～土	9:00～21:00
-----	------------

休館日

日曜日、国民の休日
夏、冬季休業中の一定期間
蔵書点検期間
その他大学の定めた日

感染症拡大防止の観点より開館時間を変更する場合があります。

*臨時に開館時間を変更または閉館する場合は、その都度掲示および図書館のホームページ上でお知らせします。

*月～金の10:00～15:00は一般開放に対応しています。配慮ある利用をお願いします。

*開館時間中でも扉は施錠されています。入退館の際はICカードリーダーに学生証をタッチし開錠してください。

貸出

貸出資料と学生証をカウンターに提出してください。

参考図書・雑誌・新聞・禁帯出ラベル貼付資料は貸出できません。図書館内でご覧下さい。

貸出条件						
	一般図書		視聴覚資料		消耗図書	
利用区分	貸出冊数	貸出期間	貸出本数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
学部生	5冊	2週間	1本	2週間	1冊	2週間
学部4年生	10冊	2週間				

*長期休業期間については、長期貸出を行います。掲示をご覧ください。

返却

貸出期限内に、借りた本人がカウンターへ資料返却してください。

◆ ペナルティについて ◆

返却予定日を過ぎた場合、延滞日数分貸出はできません。返却期限を厳守してください。

※本を紛失等により返却できない場合はカウンターへすぐに申し出てください。(原則弁償となります)

※複数の資料を借りている場合は、そのうち1冊でも延滞すると、新規貸出や貸出期間の更新ができなくなります。

貸出期間の更新

貸出資料に他の利用者からの予約申込がない場合は、貸出期間の更新ができます。

貸出期間内に、資料と学生証を持参し、カウンターで手続きをしてください。

※マイライブラリからも1回に限り貸出延長することが出来ます。



貸出予約

利用したい資料が貸出中の場合 および 他キャンパス図書館の図書を利用したい場合は、館内備え付けの「図書館資料予約申込書」を提出するか、マイライブラリから予約をかけてください。到着の連絡後一週間以内に貸出手続をされない場合は、予約を取り消します。

パソコンの利用

図書館に設置しているパソコンはインターネットに接続しています。図書検索、データベース、電子ブック、電子ジャーナル等を利用することができます。

また、図書館内は無線 LAN を整備しており、持ち込みの PC に設定する ことで、図書館が契約しているデータベースを自分の PC で使うこともできます。

視聴覚資料の利用

図書館内の DVD 視聴室で、DVD の利用ができます。カウンターまで申し出てください。

DVD 視聴室は、図書館の資料に限り利用ができます。 ※「DVD 館内閲覧申込書」を提出

グループ学習室の利用

図書館内のグループ学習室（2 部屋）を、少人数で図書館資料を使った調査研究や話し合いに利用できます。カウンターまで申し出てください。

※「グループ学習室利用申込書」を提出

資料の複写

図書館所蔵資料の複写ができます。カウンターに申し出てください。

※「図書館資料複写申込書」を提出

料金は 1 枚 10 円（両面コピーは 20 円）です。カラーコピー料金はサイズによって異なります。

複写は著作権に抵触しない範囲とします。

* 図書館所蔵以外の資料 および 講義ノート等の複写はできません。⇒Tラウンジのコピー機をご利用ください。

購入希望

学習や研究に使用したい図書で、図書館に所蔵がない場合は購入希望を受け付けます。

館内備え付けの「図書館資料購入申込書」を提出するか、マイライブラリの購入を依頼で申し込んでください。

◆ 申し込み（リクエスト） ◆

すでに図書館（大府分館）に所蔵がないか確認してください → 図書館ホームページで蔵書検索

◆ 下記のような資料は購入できません ◆

極端に高額なもの その他、本学蔵書に相応しくないと判断したもの

相互利用

本学図書館に利用したい資料の所蔵がない場合は、他大学等の図書館から取り寄せたり訪問して利用したりすることができます。館内備え付けの「文献複写申込書/現物貸借申込書」を提出するか、マイライブラリの新規申し込み欄の複写を依頼/借用を依頼で申し込んでください。

図書館ホームページ（スマートフォン・タブレット表示対応）

- ①ブラウザのアドレス欄（URL）に <https://lib.uhe.ac.jp/drupal/> と入力
- ②大学ホームページ → 附属機関 → 附属図書館 とアクセス
- ③右のQRコードを読み取る



人間環境大学 附属図書館

人間環境大学HP
人間環境大学リポジトリ
CNII
国立国会図書館オンラインサービス
カーリル (図書館検索)
J-STAGE
政府統計(e-stat)
政府情報 (e-Gov)

通常検索

カテゴリ検索 詳細検索

12月25日（金） 午前中は、図書館ホームページの機能が停止します
(メンテナンス作業によりページを開くことができませんので、ご注意ください)

経典検索
国外洋誌 (電子ジャーナル版) 一覧 (看護学部)

- 利用案内
- データベース・電子ジャーナル
- 各種申込書

お知らせ

★冬季休業中の書類貸出について 2020/12/14(月) 13:13
 ◆データベース Cochrane Library (コクラン・ライブラリー) オンライン講習会のご案内 [12月23日] 2020/12/10(木) 15:26
 データベース PsycArticles のリモートアクセスについて 2020/05/27(水) 11:39
 マイライブラリの貸出期限の延長機能をご利用ください。 2020/05/07(木) 00:00
 データベース 長中誌Web、最新刊連索引Web、ヌディカルオンラインのリモートアクセスについて 2020/04/28(火) 10:55
 【5/7更新】大府キャンパス分館学外利用期間のお知らせ 2020/03/11(水) 16:17
 【看護部】データベースCINAHL 最新情報について 2019/03/29(金) 11:24
 附属図書館ホームページ表示に支障が発生した際の対応について 2016/12/14(水) 13:25
 全館Wi-Fiを廃止しています 2015/05/26(火) 17:03
 ◎データベースを高速して下さい。 2015/04/10(金) 10:07

開館カレンダー

2020年 12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

: 【所属学生・教職員のみ】 短期研修 9:00-19:00
 : 休館

年経カレンダー

【開館キャンパス本館】
 〒444-3505 愛知県津島市本宿町上三本406-2
 TEL / FAX : 0564-46-7815 e-mail : toshokan-obs@uhe.ac.jp
【大府キャンパス分館】
 〒474-0035 愛知県大府市江藤町3-220
 TEL : 0562-43-0720 FAX : 0562-43-0721
 e-mail : toshokan-obs@uhe.ac.jp
【松山キャンパス分館】
 〒790-0005 愛媛県松山市花園町3-6
 TEL : 089-909-3421 FAX : 089-909-7002 (ft)
 e-mail : toshokan-matsuyama@uhe.ac.jp